

地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」の活動をご存じですか

少子化や核家族化が進み地域社会のつながりが薄れる中、高齢者や障がいのある人、子育てや介護をしている人などが周囲に相談できず孤立してしまい、必要な支援を受けられないケースがあります。また、相次ぐ自然災害に備えるためにも、日頃から住民がお互いに支えあうことが一層重要となっています。そのような中、民生委員・児童委員の皆さんは地域の身近な相談相手として、さまざまな活動を行っています。

民生委員・児童委員とは？

○民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された**地域福祉を担うボランティア**です。非常勤の地方公務員として位置づけられています。

○任期は3年です。(現委員の任期は令和10年11月30日までとなっています。)

民生委員・児童委員はどんな人になるのですか？

民生委員・児童委員は、地域の「つなぎ役」であり、専門職ではありません。資格や専門知識は不要です。ただし、住民の個別の相談に応じるため、守秘義務が課せられています。

働きながら、子育てをしながら活動されている民生委員・児童委員も多くいます。

民生委員・児童委員はどのように選ばれるのですか？

町内代表者などで構成される地区推薦準備会から候補者を推薦していただき、市に設置される推薦会及び審議会の審査を経て、厚生労働大臣から委嘱されます。

民生委員・児童委員はどんな活動をしているのですか？

民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな生活上の困り事や心配事に関する相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。

民生委員・児童委員の中には、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員として選任されている人もおり、学校などと連携して地域の「子育て応援団」としてさまざまな活動に協力しています。

活動例

訪問活動、子どもの見守り・支援（登下校時の見守りなど）、ふれあいサロン活動、子育てサークル活動

5月12日は民生委員・児童委員の日

5月12日は、全国民生委員児童委員連合会が定める「民生委員・児童委員の日」です。このような活動をすすめるためには、民生委員・児童委員の活動には地域住民の皆さんや関係機関・団体の理解と相互の信頼関係が必要です。

この機会に、民生委員・児童委員をより身近に感じていただき、活動に対するご理解とご協力をお願いします。